

## 第三部 支出系列



## 目 次

### 第三部 支出系列

第1章 支出系列の概要	3 - 1
第2章 県内総生産(支出側)(名目)	3 - 11
第1節 民間最終消費支出	3 - 11
1. 家計最終消費支出	3 - 11
(1) 『全国消費実態調査』による12目的分類別	
家計最終消費支出の推計	3 - 13
(2) 直接推計法による推計	3 - 15
(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計	3 - 21
参考 家計最終消費支出の目的別分類	3 - 23
2. 対家計民間非営利団体最終消費支出	3 - 24
第2節 政府最終消費支出	3 - 25
第3節 県内総資本形成	3 - 27
3 - A 投資額(グロス表示)の推計	3 - 27
1. 総固定資本形成	3 - 27
(1) 住宅投資	3 - 27
(2) 民間企業設備	3 - 28
(3) 公的企業設備	3 - 30
(4) 一般政府	3 - 31
2. 在庫変動	3 - 31
3 - B 税額控除額の推計	3 - 32
1. 総固定資本形成	3 - 33
(1) 住宅	3 - 33
(2) 企業設備	3 - 33
(3) 一般政府	3 - 34
2. 在庫変動	3 - 34
第4節 財貨・サービスの移出入	3 - 35

1 . 財貨・サービスの移出入 ( FISIM を除く ) -----	3 - 35
2 . FISIM の移出入 -----	3 - 36
第 5 節 統計上の不突合 -----	3 - 37
第 6 節 県外からの所得 ( 純 ) -----	3 - 37
第 3 章 連鎖方式による実質県内総生産 ( 支出側 ) -----	3 - 38
1 . 概要 -----	3 - 38
2 . 各需要項目の連鎖方式による実質化について -----	3 - 39

## 第1章 支出系列の概要

生産活動の結果新たに生み出された付加価値（総生産）は所得として分配され、さらにその所得は最終財生産物に対する支出として整合的に把握することができる。これが県内総生産（支出側）である。

主要系列表 - 4「県内総生産(支出側、名目)」及び主要系列表 - 5「県内総生産(支出側、実質：連鎖方式)」の作成についてその推計方法を記述する。

主要系列表 - 4「県内総生産(支出側、名目)」においては、県内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入といった需要項目ごとに示している。また、主要系列表 - 4では、主要系列表 - 1の「経済活動別県内総生産(名目)」をもって「県内総生産」とし、需要項目の合計との差額を「統計上の不突合」として記録している。

主要系列表 - 5では、価格変化分を除去し数量ベースでの動向を把握するために国民経済計算に準じて連鎖方式による実質値も作成する。

### ○ 平成23年基準における主要項目への対応について

- ・2008SNAの勧告項目「研究開発(R&D)の資本化」の導入に伴って、支出系列の推計では、総固定資本形成の推計対象となる。

政府最終消費支出については、コスト積上げで産出額を推計する。平成17年基準までの推計ではR&Dに係る費用も中間投入として計上し、「財貨・サービスの販売」を控除した額を「政府最終消費支出」としていたが、R&Dの資本化の導入によって、R&D分の費用は、最終消費支出から控除され総固定資本形成に加算される。なお、R&D分の総固定資本形成の額が増加することにより、それに見合う固定資本減耗の額が増加するので、コスト積上げで計算される「政府最終消費支出」もその分だけ増加する。

- ・2008SNAの勧告項目「防衛装備品支出の資本化」については、県民経済計算では推計しない(序9参照)。
- ・国の基準改定では、生産系列の推計において、非市場生産者(政府)の経済活動別分類が

9つの分類に細分化されたが、県民経済計算では、国民経済計算に準拠して、制度部門「一般政府」の推計範囲は、9つの非市場生産者（政府）の経済活動の範囲と同じとする。

- ・中央銀行（日本銀行）の産出額のうち、生産費用の積上げで計算される価額から受取手数料を控除した部分（金融政策サービス等の非市場産出部分）については、その需要先を、平成17年基準以前は金融機関による中間投入（中間消費）として扱っていたが、平成23年基準改定では、一般政府による中間消費として扱うこととなった。一般政府による中間消費は、そのサービス産出額を構成し、その需要先としては自己消費である最終消費支出となる。このため、政府最終消費支出が、中央銀行非市場産出分だけ増加する。

主要系列表 - 4「県内総生産（支出側、名目）」の需要項目について、その概要は以下のとおりである。

## 1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

### (1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者家計による消費財やサービスへの支出からなる。企業として生産過程で費消する財貨・サービスについては中間消費であり、最終消費支出には含まれない。最終消費支出には、購入された財貨・サービスだけでなく、物々交換や現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（具体的には、農家の自家消費や、持ち家の帰属家賃）が含まれる。また、家計の最終消費支出には、明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、各種の免許や証明書、旅券等を得るために、つまりサービスへの対価として政府に支払う手数料も含まれる。一方、家計が行う住宅の購入は、持ち家サービスを産出する生産者としての家計部門の支出であり、総固定資本形成に記録され、最終消費支出には含まれない。また、持ち家に対する維持・修繕（使用年数を増加させるような大規模改修ではないもの）は、持ち家サービスの生産者としての家計の支出であり、中間消費に記録される。個人税および税外負担は経常移転となるため、

最終消費支出から除かれる。また、仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間および家計から対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。なお、一般政府から家計への現物社会移転(市場産出の購入)は、家計最終消費支出でなく政府最終消費支出となる。

家計最終消費支出は、消費者としての家計がどのような種類の効用を求め財貨・サービスを消費したのかという12の目的別に分類されている。12の目的別分類は、国連の示す「個別消費の目的別分類(COICOP<sup>1</sup>)」に概ね準拠しており、食料・非アルコール飲料、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住居・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、通信、娯楽・レジャー・文化、教育、外食・宿泊、その他、からなる。

## (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額(これは雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される)のうち、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」<sup>2</sup>と呼ぶ)や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成<sup>3</sup>に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ)を除いた価額からなる。

ここで、(i)には、例えば、私立学校(私立大学の附属病院を除き対家計民間非営利団体に格付けされる)の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

$$\begin{aligned} \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者(非営利)」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成(R \& D)}) \end{aligned}$$

## 2. 政府最終消費支出

政府最終消費支出は、無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的

<sup>1</sup> COICOP (Classification of Individual Consumption According to Purpose)

<sup>2</sup> 平成17年基準では、「商品・非商品販売」と呼称されていたものに相当する。

<sup>3</sup> 平成23年基準でR & Dの資本化が行われたことによる。

に、市場生産者から購入する財貨・サービス(すなわち「現物社会移転(市場産出の購入)」<sup>4)</sup>と、非市場生産者としての一般政府による財貨・サービスの産出額<sup>5)</sup>(これは雇用者報酬、中間投入<sup>6)</sup>、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される)のうち、(i)家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」<sup>2)</sup>と呼ぶ)や、(ii)一般政府自身の総固定資本形成<sup>3)</sup>に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ)を除いた価額からなる。ここで、(i)には、例えば、各種の手数料収入や、国公立大学(附属病院を除き一般政府に格付けされる)の学費収入等が含まれ、(ii)は、一般政府に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

$$\begin{aligned} \text{政府最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者(政府)」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成(R \& D)}) \\ &\quad + (\text{現物社会移転(市場産出の購入)}) \end{aligned}$$

### 3. 県内総資本形成

「民間法人企業」、「公的企業」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」及び「家計(個人企業)」の生産者としての支出(購入および自己生産物の使用)のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

資産の取得・処分時に発生する所有権移転費用についても、可能なものは総固定資本形成に含めている。

#### (1) 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、国民経済計算に準拠し、県民経済計算では、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。ここで、固定資産は、生産過程により出現した非金融資産である「生産資産」のうち、生産者によって取得され、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。このため、総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家を含む個人企業分のみが記録される。

<sup>4)</sup> 平成17年基準では「社会扶助給付」としていた公費負担医療給付(生活保護法等に基づく政府による医療負担分)が「現物社会移転(市場産出の購入)」に含まれることになった。

<sup>5)</sup> 生産系列において9つの非市場生産者(政府)の活動分類別に推計される。

<sup>6)</sup> 日本銀行の非市場産出分も含まれる。



中古資産の売買は、売却と購入の部門が異なる場合、原則として、売却部門のマイナスの総固定資本形成、購入部門のプラスの総固定資本形成に記録されるが、居住者の間で行われる場合、県内全体としては相殺されるため、中古売買に係るマージンのみ総固定資本形成に計上される。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、或いは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その生産能力を増加させたり、耐用年数を大幅に伸ばす支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる（鉄道用レールおよび電線など取替資産等）。これに対し、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義（県内概念）によって推計する。

- (a) 耐用年数1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね10万円以上の固定資産の取得に対する支出
- (b) 固定資産の取得に要する直接的経費（人件費<sup>7</sup>含む）
- (c) 修繕補修のうち改良・改造のために支出した費用（単なる修繕補修は除く）
- (d) 鉄道用レールおよび電線など取替資産の取替分
- (e) 建設工事（住宅、住宅以外の建物、道路及びその他の構築物）で、建設仮勘定に計上されている県内向け仕掛工事（支出把握の時点は進捗ベースによる）。なお、「住宅」は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分を、「住宅以外の建物」は建築物から上記の住宅を除いた部分を計上する。
- (f) 土地改良向けの支出
- (g) 大動植物の取得のための費用（固定資産として取り扱われる大動植物の取得は企業設備に計上する）及び会計期間中の育成自然成長分
- (h) 中古資産は、他県との間で移転するものだけを対象とし、購入した県は取得価額を企業設備に計上すると同時に移入に計上し、売却した県は企業設備から控除すると同時に移出に計上する。

<sup>7</sup> 政府の公共工事等に直接に係る職員の人件費は、総固定資本形成の価額の中に計上され、政府サービス生産者の産出額を形成するコストの人件費には計上されない。

( i ) 複数の県に跨って使用される移動性償却資産（船舶、車両、航空機等）は、総務省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査して計上する。

*a . 民間*

民間総固定資本形成の推計対象は、民間法人企業、家計（個人企業）ならびに対家計民間非営利団体である。

*b . 公的*

公的総固定資本形成の対象は、「普通会計、非企業会計及び公的企業」である。また、公的総固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費・計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施工に必要なものだけを、工事事務費は、現場事務所を経費だけを計上する。

なお、公的総固定資本形成は進捗ベースで把握することを原則とし、国直轄の公共事業で2県以上にわたる場合はその県に該当する投資額を計上する。資本補助金（主として施設・設備補助金からなっている）は資本形成を行う主体に計上する。

なお、一般政府に含められた独立行政法人の総固定資本形成は、機械設備の購入等も計上する。

参考までに、公的総固定資本形成を財政統計でいう公共投資概念と比較してみると、第1に公的総固定資本形成は用地費を含まない。すなわち、土地資産の購入は付加価値の創出とは無関係であるため、総固定資本形成とはみなさない。第2に、公的と民間の区別に際し、公共投資は資金源泉主義を採るのに対し、公的総固定資本形成では最終支出主体主義を採る。たとえば、地域住民による土地改良事業等に対する政府からの補助は、事業の実施主体が家計であるため、家計の総資本形成の一部となり、補助は政府から家計への資本移転として記録される。

(2) 在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産のある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。仕掛品在庫は、育成生物資源の仕掛品とその他の仕掛品に分けられる。仕掛工事中の重機械器具等も含まれる。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業）に計上される。なお、金融機関、対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなされる。投資主体別としては、大きく「民間在庫」と「公的在庫」に分かれる。

在庫変動は事業所主義で計上するが、船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引き渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。この評価価格の差の分を除いて在庫品評価調整後の計数を推計値とする。

#### 4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

(1) 財貨・サービスの移出入（純）

移出、移入は、県内の居住者と非居住者との間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による県外（県内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは県外からの（への）所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入（純）には、移出と移入の差額が計上される。

(2) 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

県民経済計算では、国民経済計算とは異なり、支出系列側に計上する。

5．県内総生産（支出側）

上記1～4の合計である。統計上の不突合を含んでいるため、県内総生産（生産側）に一致する。

6．県外からの所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や財産所得の県外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

7．県民総所得（市場価格）

県内総生産（支出側）に県外からの所得（純）を加算して、県民ベースの総所得が求められる。

8. 主要系列表 4 県内総生産（支出側、名目）の表章形式

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール飲料 b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住居・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 通信 i. 娯楽・レジャー・文化 j. 教育 k. 外食・宿泊 l. その他 〔(再掲) 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃) 持ち家の帰属家賃〕 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 政府最終消費支出 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府 (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的(公的企業・一般政府) 4. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入(純) (2) 統計上の不突合
5. 県内総生産(支出側)(1 + 2 + 3 + 4)
(参考) 県外からの所得(純) 県民総所得(市場価格)

9. 主要系列表 5 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の表章形式

（平成23暦年連鎖価格）

項 目
1. 民間最終消費支出
(1) 家計最終消費支出
a. 食料・非アルコール飲料
b. アルコール飲料・たばこ
c. 被服・履物
d. 住居・電気・ガス・水道
e. 家具・家庭用機器・家事サービス
f. 保健・医療
g. 交通
h. 通信
i. 娯楽・レジャー・文化
j. 教育
k. 外食・宿泊
l. その他
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出
2. 政府最終消費支出
3. 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a. 民間
(a) 住宅
(b) 企業設備
b. 公的
(a) 住宅
(b) 企業設備
(c) 一般政府
(2) 在庫変動
a. 民間企業
b. 公的（公的企業・一般政府）
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差
5. 県内総生産（支出側）

- ・「5. 県内総生産（支出側）」の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、支出側で推計した実質値（連鎖方式（1.～3.の合計）との差を、「4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

## 第2章 県内総生産（支出側）（名目）

### 第1節 民間最終消費支出

#### 1. 家計最終消費支出

家計最終消費支出の推計は、家計の12目的別に最終消費支出を推計する。

国民経済計算の12目的別に最終消費支出推計値を分割推計する<sup>8</sup>ことを基本とする。

『全国消費実態調査』を基に、二人以上世帯及び単身世帯別に12目的分類別に自県分と全県分を推計する。直接推計項目は除いて推計する。

『全国消費実態調査』は5年ごとの調査であることから、調査年間の各年については、調査年間を等比（年率）補間し、各年の『全国消費実態調査』ベースの推計をする。

直近の『全国消費実態調査』以降の各年については、上記の等比補間による年率で外挿（補外）し推計する。

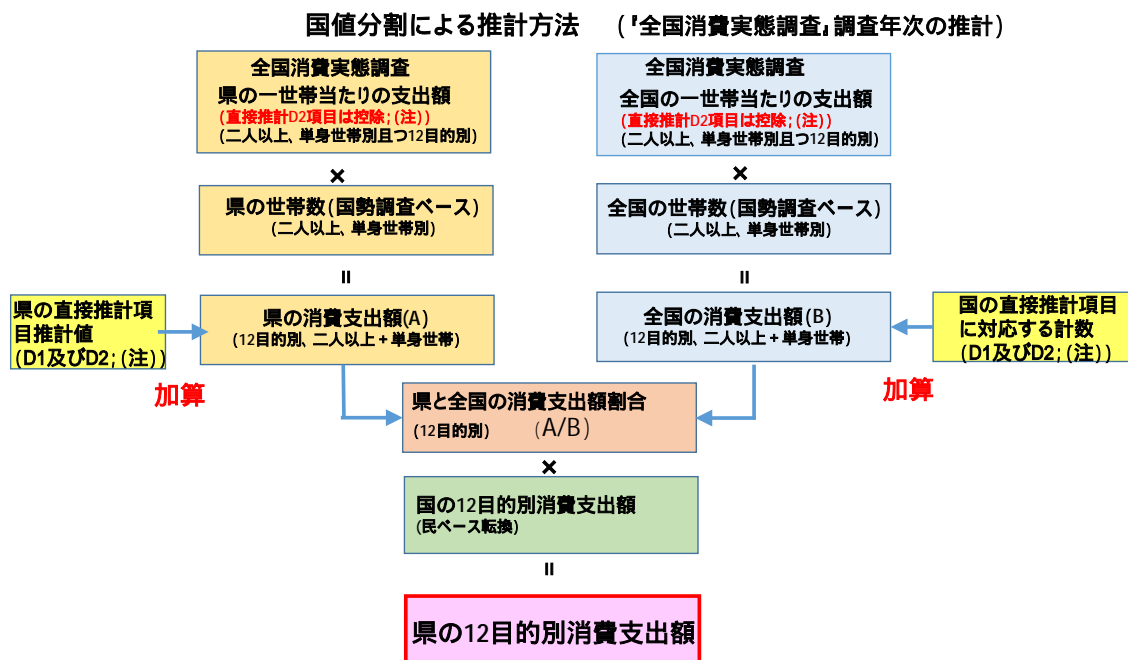
直接推計項目を別途推計する。直接推計項目とは、『全国消費実態調査』では捕捉されていないSNA独自の概念による生命保険サービス等の消費支出項目（D1）及び『全国消費実態調査』補間・補外では毎年の消費動向を的確に把握していないと考えられる消費支出項目（D2）である。（注）参照。

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』に基づく推計値と直接推計項目の推計値を12目的分類別に合算する。合算後、自県分の全県分に対する割合を12目的分類別に計算する。

上記割合を、国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の12目的分類別家計最終消費支出額を推計する。なお、推計する家計最終消費支出は国民ベース概念であり、分割のもととなる国民経済計算の12目的分類別消費支出は国内概念となっていることから、全国値を国民概念（12目的分類別消費支出）に変換した上で分割する。

<sup>8</sup> 平成17年基準では、国民経済計算と県民経済計算（平成12年基準による推計方法）の推計方法の差異による推計結果の乖離を補正する方法として、『家計調査報告』等から自県分を推計した計数（家計調査法）に国民経済計算ベースで推計した家計調査法と国推計値（コモディティ・フロー法による）との乖離率を乗じる方法をとっていた。

推計フローの概略は以下のとおりである。



（注）D1、D2の直接推計項目について

<p><b>D1</b>（全国消費実態調査では捕捉していないSNA概念の推計項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（生命保険サービス）</li> <li>（年金基金サービス）</li> <li>（証券手数料）</li> <li>（FISIM消費額）</li> </ul>	<p><b>D2</b>（全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（家賃（持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む））</li> <li>（非生命保険サービス）</li> <li>（自動車購入額）</li> <li>（医療費（自己負担分））</li> <li>（介護費（自己負担分））</li> </ul>
---	---



(1) 『全国消費実態調査』による12目的分類別家計最終消費支出の推計

一世帯当たり消費支出額を『全国消費実態調査』から推計し、これに『国勢調査』（総務省）から推計した世帯数を乗じて家計最終消費支出額を推計する。推計は、二人以上世帯及び単身世帯別に12目的分類別に自県分と全県分を推計する。

その際、家計最終消費支出の概念範囲に含まれるもののうち、『全国消費実態調査』から直接推計項目のうちD2は除いて推計する。

$$\text{年間消費支出} = \text{一世帯当たり1か月平均消費支出} \times \text{世帯数} \times 12 \text{か月}$$

一世帯当たり消費支出額の推計

『全国消費実態調査』の調査年の一世帯当たり消費支出額を12目的別最終消費支出別に推計する。二人以上の世帯及び単身世帯別に12目的別消費額の一世代当たり消費支出額について、自県分及び全県計について推計することを基本とする。

平成26年の『全国消費実態調査』（総務省）から、国連の示すCOICOPに移行し、国民経済計算の12目的家計消費分類との対応が可能となっている。（「参考 家計最終消費支出の目的別分類」を参照）

a. 『全国消費実態調査』（総務省）調査年次の推計

『全国消費実態調査』（総務省）（平成16年調査、平成21年調査及び平成26年調査）から、自県分及び全県計について、一世帯当たりの費目別支出額を二人以上の世帯、単身世帯それぞれについて求める。

二人以上の世帯：『全国消費実態調査』（総務省）（表1「全国品目編」の「二人以上の世帯の品目別1世帯当たり1か月間の支出 地域別の都道府県」）

単身世帯：『全国消費実態調査』（総務省）（表33「全国家計収支編」の「単身世帯の男女別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の全国の計数、自県分は全国と同値とする）

但し、以下の推計項目は控除する。

直接推計項目のうち、D2の項目

消費支出とみなされないもの

信仰・祭祀費、仕送り金、贈与金等、他の負担費

*b. 『全国消費実態調査』（総務省）調査年次以外の推計（補間年及び補外年）*

二人以上の世帯及び単身世帯それぞれについて、自県分と全県計分を調査年次の一世帯当たり12目的別消費支出額から補間推計する。平成18年度から平成20年度までの推計は、平成16年調査と平成21年調査間の等比補間とする。平成22年度から平成25年度までの推計は、平成21年調査と平成26年調査間の等比補間とする。平成27年度以降の推計は、平成21年調査と平成26年調査間の等比補間の推計年率で延長して推計する。

*c. 二人以上の世帯の人員調整について*

二人以上の世帯の一世帯当たり支出額は世帯人員数によって異なると考えられる。このため、一世帯当たり支出額を推計する『全国消費実態調査』（総務省）の人員数は、以下で世帯数を推計するための『国勢調査』（総務省）の人員数に揃えることが考えられるが、二人以上の世帯の平均人員は、平成22年「国勢調査」（総務省）では3.10人、平成21年「全国消費実態調査」（総務省）でも3.10人であり、二つの調査の世帯人員はほぼ同じとみなし、特段、人員調整は行わないこととする。

*d. 調査期間の調整について*

『全国消費実態調査』は、二人以上の世帯では9～11月、単身世帯では10～11月の調査数値となっているが、全国消費実態調査自体がもともと1年の中で収支の変動が少ない時期に調査を行っていることに加え、あくまで分割指標の作成のために使用するという観点から、4～3月の年度転換への季節的な変動を考慮した調整については特段行わないものとする。

### 世帯数の推計

自県分と全県分について、『国勢調査』（総務省）から世帯数を二人以上世帯と単身世帯別に推計する。

#### a. 二人以上の世帯

『国勢調査報告』（総務省）の「一般世帯総数」 - 「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間時点は「人口移動統計調査」（県主管課調べ）等による世帯数で補間・補外推計する。

#### b. 単身世帯

『国勢調査報告』の「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯数」 + 「施設等の人員総数」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間年は、直線（補間・補外）推計あるいは、基準時点の単身世帯比率を用いて推計する。

『全国消費実態調査』ベースの12目的別家計最終消費支出額の推計

#### a. 自県分の12目的別家計最終消費支出

二人以上世帯と単身世帯別に の一世帯当たり支出額と の世帯数を乗じ、それぞれについて自県分の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

#### b. 全県計の12目的別家計最終消費支出

全県計について、二人以上世帯と単身世帯別に一世帯当たり支出額と世帯数を乗じ、それぞれについて一國全体の12目的別家計最終消費支出額を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

## (2) 直接推計法による推計

『全国消費実態調査』では、捕捉されていないSNA独自の概念による推計項目、及び『全国消費実態調査』では的確に把握していないと考えられる推計項目について推計する。

なお、次の項目を以下の理由から除外することとする。

#### ・個人的消費（主人の小遣いなど、『全国消費実態調査』からの脱漏部分）

「個人的消費」は『全国消費実態調査』からの脱漏部分である主人の小遣い等についての推計であるが、殆どの県で、直接推計項目としていない。また、推計に用

第2章 県内総生産（支出側）（名目）  
第1節 民間最終消費支出

いる脱漏率のデータ集計が『全国消費実態調査』で全国レベルのものであり、全国同一とすると、全国値を按分する推計では全国値の中には含まれカバーされることから、直接推計項目としないこととする。

・不動産あっせん料

「不動産あっせん料」について、全国値を按分する推計とした場合には、12 目的分類では「その他」(サービス)に含まれることから、直接推計項目としないこととする。

・設備修繕費

持ち家に対する設備修繕費は、持ち家サービスの生産者の中間投入であり、家計の最終消費支出ではない。家計の最終消費支出となる設備修繕費は借家人の自己負担分である。その金額は少額であると考えられること、また、多くの県で直接推計の対象としていないことから、直接推計項目としないこととする。

直接推計項目の目的別分類対応は以下のとおり。

直接推計項目	(参考)目的分類コード
全国消費実態調査では捕捉していないISNA概念の推計項目(D1)	
a.生命保険サービス	12301
b.年金基金サービス	12400
c.証券手数料	12400
d.FISIM消費額	12600
全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目(D2)	
e.家賃(持ち家の帰属家賃、給与差額住宅家賃を含む)	4100
f.非生命保険サービス	12302
g.自動車購入額	7101
h.医療費(自己負担分)	6200及び6300
i.介護費(自己負担分)	6400

新規に加算する項目(D1)

a.生命保険サービス

生産系列で推計される生命保険の産出額(自社開発ソフトウェア及びR&D加算前)を計上する。

なお、生命保険は対人保険であるため、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額が家計最終消費支出に計上される。

b．年金基金サービス

生産系列で推計される年金基金の産出額（自社開発ソフトウェア及びR & D加算前）を計上する。年金基金も生命保険と同様に、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額が家計最終消費支出に計上される。

c．証券手数料

全国値 × 分割比率

分割比率：『全国消費実態調査』から二人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄  
現在高のうちの有価証券をとり、それに世帯数を乗じた額の対全  
県計比で分割する。

d．FISIM消費額

家計のFISIM消費額は、第二部「分配系列」第2章第4節1．利子(3)「制度部門別FISIM消費額」での推計結果のうち、「消費者家計FISIM消費額」とする。

消費者家計FISIM消費額 = 消費者家計借り手側FISIM消費額 + 消費者家計貸し  
手側FISIM消費額

『全国消費実態調査』の推計からは控除後、別途推計加算する項目(D2)

e．家賃（持ち家の帰属家賃を含む）

借家の支払い家賃と持ち家の帰属家賃および給与住宅差額家賃の合計である。持ち家および給与住宅の家賃単価（床面積当たり）については、民間借家の平均家賃単価で擬制する。

ここで求められる家賃総額が生産系列では、住宅賃貸業の産出額となり、同時に家計最終消費支出に計上される。（生産系列に計上する推計値は、「(3)全国値分割による家計最終消費支出の推計」過程に入る前の推計値を指す。）

ただし、震災時等の「借上げ仮設住宅」の家賃分（現物社会移転（市場産出の購入）が発生している場合には、以下で求められる家賃総額から「借上げ仮設住宅」家賃の現物社会移転（市場産出の購入）分を控除したものを家計最終消費支出の「家賃」とする。

借家の支払家賃は『全国消費実態調査』に計上されているが、これを一旦控除したのち、ここで総家賃として別途推計し加算する。

なお、持ち家の帰属家賃については、以下で求められる持ち家の帰属家賃を主要系列「県内総生産（支出側）（名目）」表章の「（再掲）持ち家の帰属家賃」として計上する。

家賃の推計は、『住宅・土地統計調査報告』（総務省）の調査時点をベンチマークとし、借家、持ち家、給与住宅別および構造（木造、非木造）別に

住宅総床面積 × 単価（1㎡当たり家賃）

で推計するが、中間時点は、住宅床面積については、『建築着工統計調査報告』（国土交通省）、単価について『消費者物価指数』（総務省）で補間、補外する。

なお、住宅の種類を次のように分類し、それぞれについて家賃単価と延べ面積を推計し、家賃総額を推計する。

所有別	専用、併用別／所有別	構造別
借家	居住専用住宅	木造
		非木造
	公営・都市再生機構(UR)・公社の借家	木造
		非木造
	民営借家	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
持ち家	居住専用住宅	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
給与住宅	居住専用住宅	木造
		非木造

#### f．非生命保険のサービス料

生産系列で推計される非生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR & D加算前）に、家計分割合を乗じて求める。

家計分割合は、分配系列の「非生命保険金および非生命保険純保険料」推計における制度部門分割比率のうちの家計分を用いる。（分配系列第2章第5節5．その他の

経常移転（1）非生命保険金及び非生命保険純保険料）

g．自動車購入額

自動車については、5年おき公表の『全国消費実態調査』を補間する推計方法では毎年の消費動向を把握することができず、高額商品のため家計消費支出に対する影響も大きいので直接推計項目とする。

よって、平成23年基準では、以下のとおり、「新車登録台数（家計分）」に「平均単価」を乗じて購入額を推計する方法とする。

○「新車登録台数×平均単価」による推計方法

全国の自動車の家計消費支出額を「新車登録台数（家計分）×平均単価」の自県の対全県割合で分割推計する。

具体的には、以下のように推計する。

県の自動車購入額 = 全国の自動車の家計消費支出額 × 分割比率

全国の自動車の家計消費支出額：全国値

分割比率：自動車購入額の自県分の対全県計比

全県分の自動車購入額 =

全県分の普通車の新車登録台数 × 普通車の平均単価 × 全県分の家計割合  
+ 全県分の小型車の新車登録台数 × 小型車の平均単価 × 全県分の家計割合  
+ 全県分の軽乗用車の新車登録台数 × 軽乗用車の平均単価 × 全県分の家計割合

自県分の自動車購入額 =

自県分の普通車の新車登録台数 × 普通車の平均単価 × 自県分の家計割合  
+ 自県分の小型車の新車登録台数 × 小型車の平均単価 × 自県分の家計割合  
+ 自県分の軽乗用車の新車登録台数 × 軽乗用車の平均単価 × 自県分の家計割合

普通車、小型車の新車登録台数：「全県及び都道府県別車種別年間登録台数」

第2章 県内総生産(支出側)(名目)  
第1節 民間最終消費支出

軽乗用車の新車登録台数：「軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査(販売)台数」(全国軽自動車協会連合会)の乗用車(全県分及び自県分)

普通車の平均単価：「小売物価統計調査(動向編)」(総務省)普通車(国産車)と普通車(輸入車)の平均単価を「消費者物価指数」(総務省)の品目ウェイトで加重平均する。(全県分も自県分同じ単価)

小型車の平均単価：「小売物価統計調査(動向編)」(総務省)小型車の1.5ℓ以下と1.5ℓ超の平均単価の単純平均とする(小型車の1.5ℓ以下と1.5ℓ超は品目ウェイトがないため)。(全県分も自県分同じ単価)

軽乗用車の平均単価：「小売物価統計調査(動向編)」(総務省)軽自動車の平均単価。(全県分も自県分同じ単価)

全県分の家計割合：平成23年産業連関表全国表の乗用車(自動車)の総固定資本形成と家計消費支出の割合

自県分の家計割合：平成23年県産業連関表の乗用車(自動車)の総固定資本形成と家計消費支出の割合

家計割合は、国及び県産業連関表から「乗用車の家計消費支出 / {乗用車総固定資本形成(公的+民間)+乗用車の家計消費支出}」をとる。

h. 医療費(自己負担分)

全国値分割推計からは控除した後、生産系列で推計した保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払分を計上する。

i. 介護費(自己負担分)

全国値分割推計からは控除した後、生産系列で推計した総介護費のうちの自己負担分を計上する。すなわち、

自己負担分 = 生産系列の介護の産出額(自社開発ソフトウェア及びR&D加算前)  
- 分配系列の介護の現物社会移転(福祉用具購入分を除く)

なお、福祉用具購入費を現物社会移転から控除して、産出額から



差し引くのは、介護の産出額には福祉用具購入費を含まないことによる。

(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』による推計値と直接推計項目の推計値を合算した上で、全県分に対する自県分の割合を推計する。その割合を国民経済計算の12目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の12目的分類別家計最終消費支出額を推計する。

12目的別家計最終消費支出の自県分割合

- a. 自県分 = 『全国消費実態調査』による自県分推計値 (1)  
          + 自県分直接推計値 (2)
- b. 全県分 = 『全国消費実態調査』による全県分推計値 (1)  
          + 全県分直接推計値 (2)

12目的別に家計最終消費支出額の全県計に対する自県分の割合を推計する。

c. 自県分割合

$$c = a / b \text{ (12目的分類別)}$$

全国値の国内ベースから国民ベースへの転換

分割する国民経済計算の「家計の12目的別最終消費支出」(『国民経済計算』(付表12 家計の目的別最終消費支出の構成)の計数は国内概念の最終消費支出であることから、これを国民概念に転換する。

国民概念への転換方法は、『国民経済計算』(主要系列表1)から居住者家計の海外での直接購入を加算し、非居住者家計の国内での直接購入を控除することで国民概念に変換する。但し、直接購入額の12目的別最終消費支出への分割については、平成23年産業連関表(全国表)の輸入(直接購入)及び輸出(直接購入)の品目構成を援用する。その12目的別構成比は平成18年度から固定して利用する。

なお、『全国消費実態調査』(総務省)の一世帯当たりの支出額は、居住者家計の

## 第2章 県内総生産（支出側）（名目）

### 第1節 民間最終消費支出

県外での消費支出が含まれ、非居住者家計の県内での消費支出は含まれないこととなり、県民ベースの最終消費支出を把握していることになる。県民概念の調査であり、分割指標としては、国民ベースの全国値を各県民の12目的別最終消費支出に分割するものとなる。

#### 12目的別最終消費支出額の推計

の全国の12目的別最終消費支出額に上記 c .の自県割合を乗じて推計する。

第2章 県内総生産(支出側)(名目)  
第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類

1. 食料・非アルコール	7. 交通
1101 パン及び穀物	7101 自動車
1102 肉及び肉加工品	7102 オートバイ
1103 魚及び水産加工品	7103 自転車及びその他の輸送機器
1104 ミルク、チーズ及び卵	7201 予備部品及び付属品
1105 油脂	7202 燃料及び潤滑油
1106 果物	7203 個人輸送機器の保守及び修理費
1107 野菜	7204 その他のサービス(交通)
1108 砂糖、チョコレート及び菓子	7301 鉄道旅客輸送
1109 その他の食料品	7302 道路旅客輸送
1201 コーヒー、茶及びココア	7303 航空旅客輸送
1202 その他の非アルコール飲料	7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送
2. アルコール飲料・たばこ	7305 その他の輸送サービス
2100 アルコール飲料	8. 通信
2200 たばこ	8100 郵便
3. 被服・履物	8201 電話及び電報
3101 糸及び生地	8202 その他の通信サービス
3102 衣服	9. 娯楽・レジャー・文化
3103 その他の衣服及び衣服装飾品	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器
3104 クリーニング及び衣服の修理費	9102 写真・撮影用装置及び光学器械
3201 靴及びその他の履物	9103 情報処理装置
3202 履物の修理費	9104 記録媒体
4. 住宅・電気・ガス・水道	9105 パソコン
4100 住宅賃貸料	9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費
4201 水道料	9201 楽器
4202 廃棄物処理	9202 音楽機器の修理費
4301 電気	9301 ゲーム及び玩具等
4302 ガス	9302 スポーツ用具等
4303 液体燃料	9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス
4304 固体燃料	9401 レクリエーション及びスポーツサービス
4305 熱エネルギー	9402 文化サービス
5. 家具・家庭用機器・家事サービス	9403 ギャンブル性ゲーム
5101 家具及び装備品	9501 書籍
5102 絨毯及びその他の敷物	9502 新聞及び定期刊行物
5103 家具・装備品及び敷物類の修理費	9503 その他の印刷物
5200 家庭用繊維製品	9504 文房具及び画材
5301 家庭用器具	9600 パッケージ旅行
5302 家庭用器具の修理費	10. 教育
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品	10100 教育
5500 住宅及び庭用の工具備品	11. 外食・宿泊
5601 家庭用消耗品	11100 飲食サービス
5602 家庭サービス及び家事サービス	11200 宿泊施設サービス
6. 保健・医療	12. その他
6101 薬品及びその他の医療製品	12101 美容院及び身体手入れ施設
6102 治療用機器	12102 個人ケア用器具及び製品
6200 外来・病院サービス	12201 宝石及び時計
6300 入院サービス	12202 その他の身の回り品
6400 介護サービス	12301 生命保険
	12302 非生命保険
	12400 金融サービス
	12500 その他のサービス
	12600 FISIM

## 2. 対家計民間非営利団体最終消費支出

生産系列の5活動分類別に推計した「非市場生産者（非営利）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いたものが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。

なお、対家計民間非営利団体最終消費支出は全額、家計への現物社会移転（非市場産出）となる。

$$\begin{aligned} \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者（非営利）」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）}) \end{aligned}$$

○「自己勘定総固定資本形成（R & D）」の推計方法は以下のとおり。

自県分の「対家計民間非営利団体」のR & D =

全国値の「対家計民間非営利団体」のR & D

× 非市場生産者（非営利）の産出額割合

$$\begin{aligned} \text{非市場生産者（非営利）産出額割合} &= \text{自県分の非市場生産者（非営利）産出額計} \\ &\quad / \text{全国値の非市場生産者（非営利）産出額} \end{aligned}$$

## 第2節 政府最終消費支出

生産系列の9活動分類別に推計した「非市場生産者（政府）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いて、「現物社会移転（市場産出の購入）」を加算したものが政府最終消費支出となる。

$$\begin{aligned} \text{政府最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者（政府）」部門の産出額}^9) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）}) \\ &\quad + (\text{現物社会移転（市場産出の購入）}) \end{aligned}$$

「自己勘定総固定資本形成（R & D）」の推計方法は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{自県分の「一般政府」のR \& D} &= \text{全国値の「一般政府」のR \& D} \\ &\quad \times \text{非市場生産者（政府）の産出額割合} \\ \text{非市場生産者（政府）産出額割合} &= \frac{\text{自県分の非市場生産者（政府）産出額計}}{\text{全国値の非市場生産者（政府）産出額}} \end{aligned}$$

現物社会移転（市場産出の購入）については、分配系列第2章第5節4．現物社会移転（1）現物社会移転（市場産出の購入）額をとる。

### 【個別消費と集合消費への分割】

一般政府の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行う「個別消費支出」と、社会全体のために行う「集合消費支出」とに分かれる。

上述の通り、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、家計への移転のための財貨・サービスの消費という定義上、個別消費支出に含まれる。

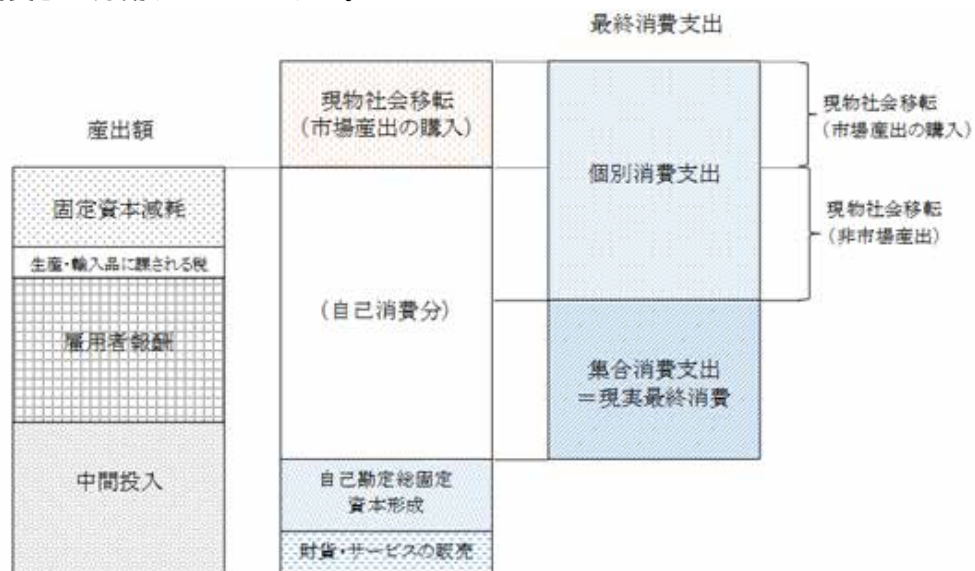
他方、自己消費のうち、教育や保健衛生など個々の家計向け分野に係る消費分（「現物社会移転（非市場産出）」に相当）は個別消費支出に含まれる。これに対し、外交や防衛、警察等といった社会全体の便益のためのサービス産出の消費分に

<sup>9</sup> なお、日本銀行の非市場産出が、非市場生産者（政府）のコスト（中間投入）とされている分、産出額が増加することにより政府最終消費支出も増加することに注意を要する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）  
第2節 政府最終消費支出

については集合消費支出に含まれる。

平成23年基準では、非市場生産者（政府）の経済活動別に「個別消費」、「集合消費」に分割することとする。



$$\text{最終消費支出} = \text{個別消費支出} + \text{集合消費支出}$$

$$\text{個別消費支出} = \text{現物社会移転(市場産出の購入)} + \text{現物社会移転(非市場産出)}$$

### 第3節 県内総資本形成

推計は、消費税込み（グロス表示）で推計し、その上で投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動に係る消費税の控除分）を修正する（修正グロス表示）。

投資額（修正グロス表示）＝投資額（グロス表示）－仕入れに係る消費税の控除額

控除額は、生産系列において一括「総資本形成に係る消費税」として欄外処理（控除）される。

なお、全国値を按分する場合は、当該計数が修正グロス表示の計数であるため、改めて修正する必要はないが、控除額は、生産系列で一括控除するため推計は行う。

以下、「3 - A 投資額（グロス）の推計」、「3 - B 税額控除額の推計」の順に記述する。

#### 3 - A 投資額（グロス表示）の推計

##### 1. 総固定資本形成<sup>10</sup>

###### (1) 住宅投資

住宅は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分について計上する。

民間分と公的分に分けて推計する。

###### 民間住宅

住宅投資総額（グロス表示）－公的住宅（グロス表示）による。

住宅投資総額＝全国値×分割比率

分割比率：『建設総合統計年度報』（国土交通省）より居住用建築物工事額（出来高ベース）の対全国比を求める。

###### 公的住宅

a. 中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」または、直接照会における公務員宿舍施設費の自県分をとる。（防衛関係支出のうちの「公務員宿舍施設費」を

<sup>10</sup> 我が国の SNA における知的財産生産物に係る総固定資本形成に該当する固定資産として、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで自社開発のものを含む）と R&D（研究開発）があるが、県民経済計算では鉱物探査については地域を特定する資料などが得られないことから推計の対象外とする。なお、平成17年基準まで無形固定資本形成とされていたプラントエンジニアリングについては、平成23年基準では「構築物」と一体化されたものとして計上されるため含まれる。

含む。）

b. 地方政府は、『地方財政統計年報』（総務省）における普通建設事業費のうちの住宅費とし、公営事業会計分は各会計の決算書や直接照会で把握する。

c. 都市再生機構（旧都市基盤整備公団（住宅都市整備公団））および地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費をとる。ただし、分譲分については家計の住宅投資となることから控除する。

分譲分の推計は、分譲住宅・賃貸住宅の建設戸数等により求める。

以上に用地費、補償費を含むと考えられる場合はそれを控除する。

## （2）民間企業設備

民間企業設備は、「製造業」と「製造業以外」に分けて推計する。

### a. 製造業

○以下の方法で求めた有形固定資産に、コンピュータ・ソフトウェア及びR & D分を加算する。

有形固定資産取得額 + 建設仮勘定（『工業統計表』（経済産業省））による。

ア. 県内から取得の中古資産および土地を控除する。

イ. 有形固定資産取得額のうち住宅分（X）を控除する。

$$X = \frac{\text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定} - \text{中古資産および土地}}{\text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定}} \times \text{有形固定資産取得額}$$

X = 県内居住製造業併用建築物のうち住宅分投資額

- = 県内住宅投資額 : (1) 住宅投資の推計値を使用する
- = 県内居住専用住宅及び準住宅工事費予定額 : 『建築着工統計』（国土交通省）
- = 県内居住産業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- = 全国居住製造業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- = 全国居住産業併用建築物工事費予定額 : 『建築着工統計』
- = 居住産業併用建築物における住宅分割合 : 70%とする。

『工業統計表』は、従業員30人以上についての統計であり、29人以下については出荷額等の割合を用いて推計する。



なお、同統計表は、税込みで調査された計数であることからグロス表示の投資額となる。

○コンピュータ・ソフトウェア及びR & D分の推計

$$\begin{aligned} & \text{コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D分} = \\ & (\text{県の固定資産 (工業統計表による推計)}) \\ & \times (\text{全国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D」の比率}) \\ & \text{全国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D」の比率} \\ & = (\text{全国の製造業のコンピュータ・ソフトウェア及びR \& D投資額}) \\ & / (\text{全国の製造業の総固定資本形成 (「コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D」を除く)}) \\ & \text{投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。} \end{aligned}$$

b. 製造業以外

国民経済計算の総生産に対する民間企業設備（製造業を除く）の比率に県の総生産を乗じて推計する。国民経済計算の民間設備投資（製造業を除く）は修正グロス表示であることから、税額控除の推計は要しない。また、国民経済計算の民間設備投資（製造業を除く）は、コンピュータ・ソフトウェア分及びR&D分も含まれており、別途加算する必要はない。

国民経済計算の比率の推計

$$\begin{aligned} & \text{国民経済計算の比率} = \text{全国の民間企業設備 (製造業を除く)} \\ & \quad \quad \quad / \text{全国の総生産 (製造業を除く)} \\ & \text{全国の民間企業設備 (製造業を除く)} = \text{全国の民間企業設備} \\ & \quad \quad \quad - \text{全国の民間企業設備の製造業分} \end{aligned}$$

国民経済計算の投資額は暦年値であり、4分の1移動法により年度値とする。

但し、総生産(製造業を除く)に公的企業が含まれることによる範囲の違いがある。

上記の比率に、県の総生産（製造業を除く）を乗じて、製造業以外の「民間企業設備」を推計する。

(3) 公的企業設備

各企業の決算書から次のいずれかの方法によって求める。

(a) 残高増減法

ア．会計帳簿が間接法によっている場合

(期末残高 - 期末引当金) - (期首残高又は前期末残高 - 期首引当金又は前期末引当金) + 当期減価償却費

イ．会計帳簿が直接法によっている場合

期末残高 - 期首残高 + 当期減価償却費

いずれの場合でも、年度間に滅失したものがあれば、その分を加算する。

(b) 直接投資額法

期中投資額 - 用地費および補償費

による。

積上げの段階で金融と非金融は分けて推計する。

の推計値にはR & Dが含まれないことから、R & D分を に加算する。加算するR & Dは、全国の「固定資本マトリックス」から企業設備におけるR & D投資額比率を上記 に乗じて推計する。

$$\text{R \& D投資額比率} = \frac{\text{全国の公的企業R \& D投資額}}{\text{全国の公的企業設備 (R \& Dを除く)}}^{11}$$

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

また、無形固定資産のうちの鉱物探査は、国民経済計算では石油天然ガス・金属鉱物資源機構の決算書等より求めているが、県民経済計算では鉱物探査を行った地点の特定が難しい(石油天然ガスは国内調査であるが、海域ごとの生産額が不明であり、探索地点の県分を把握するのが困難である)ため、推計対象外とする。

<sup>11</sup> コンピュータ・ソフトウェアは企業会計において資産計上されている。加算の必要はない。

(4) 一般政府

国の一般会計および非企業特別会計の出先機関については直接照会し、地方の普通会計および非企業会計についてはそれぞれの決算書から関係項目を認定の上、計上する。用地費と補償費は総務省自治行政局資料、県主管課資料によって控除する。

にコンピュータ・ソフトウェア及びR & Dを加算する。

一般政府の総固定資本形成 =

の推計値 + コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額

コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額 =

の推計値 × コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資比率

コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資比率 =

全国値の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額 /

全国値の一般政府の総固定資本形成額（コンピュータ・ソフトウェア及びR & Dを除く）

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

なお、県民経済計算では、「防衛装備品」の支出についての総資本形成への計上については、基礎データの制約等から県別計測は困難であるため、これを計上しないこととする。

2. 在庫変動

在庫変動は、民間・公的別に推計する。

国の名目産出額に対する名目在庫残高の比率を全県同一であるものと仮定して、県の産出額に乗じることで県の在庫残高を推計し、在庫残高デフレーター（年度末）で除すことにより、実質在庫残高を推計し、期末の残高から期首の残高を引くことにより実質在庫変動とする。実質在庫変動に年度平均在庫デフレーターを乗じることにより、在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

具体的には以下の方法で、民間、公的別に推計する。

全国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出する。

$$\text{全国の名目在庫残高比率(暦年末)} = \frac{\text{全国の名目在庫残高}}{\text{全国の名目産出額}}$$

\* 当該比率は暦年値であるが、データの制約を踏まえ、年度の比率として援用する。

自県の名目残高を算出する。

$$\text{自県の名目在庫残高(年度末)} = \text{自県の名目産出額} \\ \times \text{全国の名目在庫残高比率}$$

自県の実質在庫残高を算出する。

$$\text{自県の実質在庫残高(年度末)} = \text{自県の名目在庫残高} \\ / \text{在庫残高デフレーター(年度末)}$$

自県の実質在庫変動(実質)を算出する。

自県の実質在庫変動(フロー) = 年度末実質在庫残高 - 前年度末実質在庫残高  
但し、推計開始年度(平成18年度)の期首残高(=前年度(平成17年度)期末残高)の推計については、平成23年基準による開始年度前の名目産出額(平成17年度)がないことから、平成17年基準による平成17年度推計値からの平成18年度推計値への伸び率で、平成23年基準による平成18年度推計値を割り戻して平成23年基準の平成17年度の名目産出額とする。

この平成17年度の名目産出額(平成23年基準ベース)に全国の名目在庫残高比率(平成23年基準の平成17年度末残高ベース)を乗じることで対応する。

自県の名目在庫変動(フロー・在庫品評価調整後)を算出する。

$$\text{自県の名目在庫変動(フロー)} = \\ \text{自県の実質在庫変動} \times \text{在庫変動デフレーター(年度平均)}$$

### 3 - B 税額控除額の推計

県内総資本形成は、控除可能な消費税額を含まない価格で表示する方式(修正グロス方式)による値を表章している。よって、控除可能な消費税額を含む価格で推計した場合(グロス表示)は、「控除可能な消費税額」を控除する必要がある。以下、税額控除

額の推計方法を記す。

## 1. 総固定資本形成

### (1) 住宅

民間住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

公的住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

### (2) 企業設備

民間企業設備

#### a. 製造業

控除額 = 投資額（グロス表示）× 投資税額控除比率

#### b. 製造業以外の市場生産者の活動

控除額 = 投資額（修正グロス表示）× 投資税額控除比率

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、生産系列（「経済活動別県内総生産」）の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、製造業以外の市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

公的企業設備

仕入れに係る税額の控除対象となるのは、納税義務のある国や地方公共団体の特別会計等分のうち、課税業者の行う投資に係る消費税額についてである。

控除額 = 投資額（グロス表示）× 投資税額控除比率

(3)一般政府

税額控除はない。

2. 在庫変動

在庫変動についての投資税額控除比率は全国の比率を準用する。

控除額 = 在庫変動額（修正グロス表示）× 在庫変動額の控除比率

$$\text{在庫変動額の控除比率} = \frac{\text{（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）}}{\text{在庫変動（修正グロス表示）}}$$

（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）：全国値

在庫変動（修正グロス表示）：全国値

在庫変動額は修正グロスで推計しており、在庫変動として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、在庫変動の税額控除額も推計する必要がある。

## 第4節 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの移出入については、財貨・サービスの移出入（純）として表章されるが、1.財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）、2.FISIMの移出入に分けて推計する。

$$\begin{aligned} \text{財貨・サービスの移出入（純）} &= \text{財貨・サービスの移出（FISIMを除く）} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの移入（FISIMを除く）} \\ &\quad + \text{FISIMの移出入（純）} \end{aligned}$$

### 1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）

財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）は、県産業連関表を基礎に推計し<sup>12</sup>、その推計方法は、基本的には次のとおり。

移出：県産業連関表より求めた移出率を各年の産出額に乘じること等により移出額を  
求める。

移入：県産業連関表より求めた移入率を各年の需要額に乘じること等により移入額を  
求める。

具体的には、下記のように行う。

#### (1) 移 出

産業連関表公表年

- a. 移出額、生産額を県産業連関表より供給部門別にとる。
- b. a. の部門別の移出額、生産額から、移出率（移出額／生産額）を求める。
- c. b. で求めた部門別移出率を、生産系列で求めた経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。

中間年

- b. で求めた移出率を中間年においても準用し、推計年度の経済活動別産出額に乘じ求める。

<sup>12</sup> 観光統計や買い物調査等で、県外（内）居住者の県内（外）購入の推計等が可能な場合には積み上げ推計を行い、その補完として、産業連関表での推計を用いる。

## (2)移入

産業連関表公表年

- a. 県産業連関表より移入額(但し関税および輸入商品税を除く)、中間需要額と最終需要額(但し移出額を除く)の部門別合計額(行和)をとり、部門別移入率(関税および輸入商品税を除く移入額)/(中間需要額+移出額を除く最終需要額)を求める。
- b. a. で求めた部門別移入率に、生産系列で推計した経済活動別中間投入額、上記の第1節、2節、3節で求めた民間最終消費支出額、政府最終消費支出額、総資本形成額を下記の方法で部門別に分割した額を乗じ、部門別移入額(SNAベース)を算出する。

経済活動別中間投入額の合計、民間最終消費支出額、政府最終消費支出額、総資本形成額の部門分割は、県産業連関表の各部門の列構成比で按分する。

中間年

で求めた部門別移入率及び県産業連関表の列構成比を中間年においても準用し、経済活動別中間投入額合計、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成を部門分割した額に部門別移入率を乗じ求める。

なお、居住者(非居住者)の直接購入とは、居住者(非居住者)による県外(県内)での財貨・サービスの直接取引をいうが、県民経済計算では財貨・サービスの移出入に含まれる。

## 2. FISIMの移出入

FISIMの移出入は、移出、移入別でなく、「移出入(純)」(=移出-移入)として推計する。

FISIMの移出入(純)は、前述の生産系列と分配系列の推計結果から、FISIMの県内産出額と県内消費額の差額として推計する。

FISIM 移出入(純) = FISIM 県内産出額 - FISIM 県内消費額の合計

FISIM 県内消費額 = 県内全制度部門の FISIM 消費額合計



## 第5節 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

統計上の不突合 = 県内総生産 - (民間最終消費支出 + 政府最終消費支出 + 県内総資本形成  
+ 財貨・サービスの移出入（純）)

## 第6節 県外からの所得（純）

県民所得 - 県内所得（要素費用表示の県民純生産 - 県内純生産）による。

## 第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）

### 1.概要

県民経済計算においては、需要項目別の実質県内総生産（支出側）（ただし、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合を除く）を連鎖方式によって求める。

主要系列表 - 5 「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の需要項目の実質化について、その概要は以下のとおりである。

連鎖方式による実質化の計算手順は生産系列（1 - 111）と同様であり、使用するデフレーターは全国値を価格指数として用いることとする。

#### 民間最終消費支出の実質化

家計の12目的別最終消費支出について連鎖方式で実質化し、その上位項目である家計最終消費支出は、12目的別を連鎖統合する<sup>13</sup>。民間最終消費支出は家計最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出を連鎖統合する。

#### 政府最終消費支出の実質化

政府最終消費支出で連鎖方式の実質値を推計する。

#### 県内総資本形成の実質化

ア．総固定資本形成については、民間、公的において、内訳項目について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。そして、民間、公的を連鎖統合する。

イ．在庫変動については、民間企業及び公的（公的企業・一般政府）について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。

ウ．県内総資本形成については、ア．総固定資本形成とイ．在庫変動を連鎖統合する。

#### 財貨・サービスの輸出入（純）及び統計上の不突合の実質化

<sup>13</sup> 連鎖実質値は加法整合性がない。上位項目に統合する時には、固定基準年実質値の前年基準の実質値を加算して実質値を求め、その伸び率を開始年から順次毎年掛け合わせるにより実質値を計算する。この方法を連鎖統合という。なお、参照年を100.0として基準を調整する。

県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記～の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

## 2.各需要項目の連鎖方式による実質化について

### （1）民間最終消費支出

- ・下記（2）と（3）を連鎖統合して求める。

### （2）家計最終消費支出

- ・家計最終消費支出の実質値は、12目的別最終消費支出について、全国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

デフレーター：全国値

### （3）対家計民間非営利団体最終消費支出

- ・対家計民間非営利団体最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

### （4）政府最終消費支出

- ・政府最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

### （5）県内総資本形成

- ・下記（6）総固定資本形成と（7）在庫変動を連鎖統合する。

### （6）総固定資本形成

- ・総固定資本形成の実質値は、まず、民間・公的それぞれにおいて各内訳項目の民間住宅、民間企業設備、及び公的住宅、公的企業設備、一般政府について、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合することによ

って民間・公的を求める。そして、民間及び公的を連鎖統合して総固定資本形成を求める。

**（7）在庫変動**

- ・民間企業、公的（公的企業・一般政府）別に在庫残高デフレーター（年度平均）を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

**（8）財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差**

- ・（9）県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記（1）（4）（5）の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

**（9）県内総生産（支出側）**

- ・県内総生産（支出側）の実質値は、連鎖方式による県内総生産（生産側）実質値とする。